

京都市職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年10月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第40号

京都市職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「第18条第2項各号」を「第19条第2項各号」に改め、同条を第21条とする。

第19条を第20条とし、第16条から第18条までを1条ずつ繰り下げ、第15条の次に次の1条を加える。

(区役所等生活福祉課に属する職員に係る兼職及び事務)

第16条 区役所等の保健福祉センター健康福祉部生活福祉課長及び同部生活福祉課担当課長は、その職にある間、辞令を用いることなく、文化市民局地域自治推進室担当課長に兼職されたものとみなす。

2 区役所等生活福祉課に属する職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、文化市民局地域自治推進室の職員に兼職されたものとみなす。ただし、前項の規定により兼職されたものとみなされる職員を除く。

3 前2項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、電子証明書の暗証番号の初期化(区役所等生活福祉課が所管する事務の執行に伴うものに限る。)に関する事務に従事させる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年11月1日から施行する。

(関係規則の一部改正)

2 京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第19条第1項」を「第20条第1項」に、「第19条第2項第1号」を「第20条第2項第1号」に改める。

(行財政局人事部人事課)